

第1回「多様な勤務形態に関する研究会」議事概要

1 日 時 平成15年10月24日（金）10時～13時

2 場 所 人事院第一特別会議室（6階）

3 出席委員（敬称略、座長以外は五十音順）

佐藤博樹（座長）、稲葉康生、紀陸孝、武石恵美子、
龍井葉二、藤井龍子

4 議事内容

- (1) 人事院勤務条件局長挨拶
- (2) 委員及び事務局紹介
- (3) 座長挨拶
- (4) 事務局より資料に基づき、国の勤務時間制度の概要等を説明
- (5) 意見交換

5 意見の概要

- この研究会では、このタイトルにあるように、「勤務形態」を多様化していく、今の制度をどうやってもう少し活用して意義あらしめるかということにウェイトがあるのだろうが、民間企業では、「雇用形態」を多様化するということが、もっと意味がある。「雇用形態」の多様化という視点を入れたほうが、話に膨らみが出てよいのではないか。
- 公務における常勤職員の勤務時間は、週「40時間」と非常に固定的で、非常勤職員のほうがむしろフレキシブルになっている。まずはこの固定的な、常勤職員の働き方について、多様化のニーズがあるかどうか、あるとすればどうすればよいかということを検討するということであろうか。
- 地方公務員は、国家公務員のように一律の勤務時間ではなくて、自治体によって多様になっているのではないか。今後の議論の参考になる情報を提供してほしい。
- 非常勤職員には、具体的にどのような職員が含まれ、処遇はどうなっているのか。

- 再任用短時間勤務職員の処遇はどうなっているのか。また、定数管理の仕組みを整理してほしい。
- 職員の多様な働き方を推進していくために、勤務時間制度の外側の仕組み、他の関係法令等々の整備が必要であろう。
- 人事当局が、裁量勤務制や短時間勤務制などの導入に消極的になる理由としては、どのようなものがあるのか。
- 裁量労働制というのは、成果をどう測るかという意味で、人事考課とセットであるが、公務における人事考課というのは、現在、どうなっているのか。
- 定年まで在籍する一般職の職員は、何割くらいいるのか。再任用職員は、フルタイムの職員も短時間勤務の職員も含めて、全体的に非常に数が少ないように思われるが、なぜか。
- 公務員制度というのは、まず「職」ありきで、職に人を任用するという考え方であるから、短時間にしても、そういった制度を導入可能な職を作る、そういう答になっていくのではないか。
- 今後、各府省等のヒアリングを行う際には、人事担当者の人事管理上の苦勞と職員の勤務の実態が分かるようにしてもらいたい。
- 国会関係や予算関係といった繁忙業務の改善は難しいと思うが、例えば、国会対応で、一律に全員が残っていたりするのを見ると、そこを多様にできないものかと思う。それによって、だいたい全体の勤務形態も変わってくるのではないか。

6 次回以降のスケジュール

- ・ 次回（第2回）…本年12月頃、各府省人事当局及び職員団体からのヒアリング
- ・ 次々回（第3回）…年度内、民間企業人事担当者からのヒアリング
- ・ 中間報告 … 16年7月を目途
- ・ 最終報告 … 17年7月を目途

(以上)